

阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律の概要

法務大臣官房参事官

柳田幸三

一 はじめに

本稿は、阪神・淡路大震災に伴う緊急立法として、平成七年三月十七日に成立し、同月二十四日に公布された「阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律」（平成七年法律第四二号）について、その概要を解説するものである。

平成七年一月一七日に発生した阪神・淡路大震災（以下「大震災」という）は、阪神・淡路地域に極めて甚大な被害をもたらした。大震災の被害の深刻さにかんがみ、これまで政府においても様々な救済策が講じられてきたが、法務省所管の緊急立法としては、まず、平成七年二月六日に「罹災都市借地借家臨時処理法

第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令」（平成七年政令第一六号）が制定公布された。また、同年三月一〇日に「阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停申立ての手数料の特例に関する法律」（平成七年法律第三一號）が、同月一七日に「阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律」（平成七年法律第四二号）及び「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」（平成七年法律第四三號）がそれぞれ成立した。なお、同月二十四日に同特別措置法を大震災に適用するために「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第一項の災害を指定する政令」（平成七年政令第八一號）が制定公布されている。前述のとおり、本稿

は、これらのうち、「阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律」（平成七年法律第四二号）（以下「特例法」という）について、取り急ぎその概要を紹介し、解説を試みるものである。本稿中、意見にわたる部分は、もっぱら筆者の個人的見解にすぎないことを了承されたい。

二 概説

大震災により、会社その他の法人も甚大な被害を受けたが、法人については、債務超過も破産原因とされているため、法人が大震災の被害により債務超過に陥った場合には、破産宣告がされ、法人に対する清算手続が開始されるので、事業の継続は不可能となる。また、平成二年の商

法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六四号）（以下「改正法」という）による改正により、株式会社の資本金について一〇〇〇万円の最低資本金制度が導入されるとともに（商法一六八条ノ四）、有限会社の最低資本金が一〇万円から三〇〇万円に引き上げられた（有限会社法九条）。改正法の施行の日（平成三年四月一日）前から存在する会社については、その施行の日から五年間の猶予期間が設けられた（改正法附則五条一項・一八条一項）が、その猶予期限である平成八年三月三十一日までに最低資本金の制限を満たさなければ、その会社は、解散したものとみなされることとされている（改正法附則六条一項・一九条一項）。
特例法は、阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、右のよう

な事態を回避し、被災した法人の再建や被災地の復興に資するため、法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例を定めるものである。

特例法は、本文二カ条と附則から成っており、まず、特例法一条は、

大震災による被害により債務超過に陥った法人（法人が支払不能の場合、自己破産の申立てをした場合等を除く）に対しては、平成九年一月一

六日までの間、破産宣告をすることができないものとし、法人の理事等

について破産の申立義務を課さないこととしている。また、特例法第二

条は、大震災の発生の日に大阪府及び兵庫県の区域内に登録された本店

が存在していた株式会社及び有限会社については、最低資本金に関する

猶予期限を平成九年三月三十一日まで一年間延長することとしている。附

則は、この法律は、公布の日から施行することを規定している。

なお、特例法の法律案は、平成七年三月一四日閣議決定を経て政府提出法案として第一三二回国会に提出され、同月一五日に衆議院法務委員会、同月一七日に衆議院本会議でいずれも原案どおり可決され（全会一致）直ちに参議院に送付された。

参議院では、同日法務委員会で、次いで本会議でいずれも原案どおり可決され（全会一致）、法律として成立した。特例法は、同月二四日公布され、即日施行された（特例法附則）。

三 法人に対する

破産宣告の特例（二条関係）

1 特例の趣旨

法人については、支払不能のほか、債務超過も破産原因とされている（破産法一二七条一項）。債務超過とは、債務額の総計が資産額の総計を上回っている状態をいい、債務超過の判断に当たっては、期限未到来の債務を債務額に計上され、また、信用や将来の収入は資産額に計上されないものとされている。そこで、

大震災の被害の状況にかんがみると、大震災によって建物が損壊する

などの被害により、資産額が減少し、計数上、債務超過に陥った法人

も少なくないと考えられる。これらの法人に対して、債権者から債務超過を理由として破産の申立てがあつた場合には、裁判所としては、破産

宣告をしなければならず（裁判所に

は、破産宣告をすることがどうかについて裁量の余地はない）、その結果として、直ちに法人について破産による清算手続が開始され、事業を継続することができなくなるという事態が生ずる。

しかし、これらの法人の債務超過は、大震災に起因する一時的なものであり、一定期間事業を継続することなどにより、これらの法人が債務超過の状態を脱却することは十分考えられるところである。また、大震災の被害が神戸市を中心として広範囲に及び、法人の資産状態の悪化を招いていることに照らすと、ある法人の債務超過による破産が他の法人の債務超過を惹起するなどして、連鎖的な倒産を招き、地域の経済に対して重大な影響を及ぼすことも考えられる。

そこで、これらの法人について事業の存続を図るとともに、連鎖倒産の発生を防止する見地から、大震災による被害により債務超過に陥った法人に対しては、一定期間破産の宣告を猶予し、その間事業を継続するなど通常の活動をすることを認め、資産状態を立て直す機会を与え、その期間が満了した時において

もなお債務超過が解消しない場合にはじめて破産宣告をし、破産による清算を開始するのが相当であると考えられる。なお、大正一二年九月一日の関東大震災の際においても、大正一二年一月一日に一条とほぼ同様の趣旨の法人に対する破産宣告の特例を規定した勅令（大正一二年勅令四七五号「法人ニ対スル破産宣告ニ関スル件」）が公布されている。

一条は、このような趣旨に基づくものであり、一項本文は、阪神・淡路大震災による被害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、平成九年一月一六日までの間、破産の宣告をすることができないものとし、大震災の日から二年間、破産の宣告を猶予するものとしている。ただし、

その法人が清算中である場合及び自己破産の申立てをした場合には破産宣告の猶予を認める必要がなく、また、その法人が支払不能の状態にあるときは破産宣告の猶予を認めることは適当ではないので、一項ただし書は、これらの場合については破産宣告の猶予を認めないものとしている。

二項は、法人に対して破産の申立

てがあった場合において、一項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、裁判所は、破産の宣告を留保する決定をするものとして、一項による破産宣告の猶予がされる場合には、裁判所は、破産の宣告の留保決定をし、一項の規定により破産の宣告が猶予されていることを明らかにすることとしている。

三項は、二項の留保決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他留保決定をすべき事情について変更があったときは、裁判所は、申立て又は職権で、留保決定を取り消すことができるものとしている。

四項は、破産宣告の留保決定及びその取消決定に対しては、その中間的な裁判としての性質にかんがみ、不服を申し立てることができないものとしている。

五項は、大震災による被害により債務超過に陥つた法人については、債務超過の法人の理事に破産の申立義務を負わせている民法七〇条二項の規定を平成九年一月一六日までの間、適用しないものとして、理事の破産申立義務を免除し、同項の規定

を準用しているその他の法人についても同様としている。

なお、いわゆる倒産手続としては、破産のほか、和議、会社更生、会社整理等の手続があり、これらについても本条一項と同様の措置を講ずるべきかどうかが問題になるが、これらの手続は、いずれも、債務者の財産の清算を目的とする破産手続と異なり、債務者の更生、再建を目的とするものであるから、これらの手続の開始を猶予するのは適当ではないと考えられる。そこで、本法は、これらの手続については、特例を設けないこととしている。

2 破産宣告の猶予の要件(一項)

本条一項が規定する破産宣告の猶予の要件は、本文に規定する、①法人が大震災による被害によりその財産をもって債務を完済することができなくなったことに該当し、かつ、ただし書に規定する、②その法人が清算中である場合、③その法人が支払をすることができない場合又は④その法人が破産の申立てをした場合のいずれにも該当しないことである。

(一) 法人が大震災による被害によりその財産をもって債務を完済することができなくなったこと

特例法一条の適用の対象となる法人には、株式会社等の営利法人、公益法人、いわゆる中間法人その他の破産能力のある法人で債務超過が破産原因とされているものが含まれる。存立中の合名会社及び合資会社については、破産原因は、支払不能のみとされ、債務超過は、破産原因とされていないので(破産法一二七条二項・二六条)、一条は適用されない。

その財産をもって債務を完済することができなくなったとは、破産法一二七条一項にいう「其ノ財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハサル」と同義であり、破産法上の債務超過の状態にあることをいう。債務超過とは、消極財産(負債)の総額が積極財産(資産)の総額を上回る状態をいい、債務超過の判断に当たっては、期限未到来の債務も負債額に計上され、また、債務者の信用や労力、将来の収入などの主観的な事情は、斟酌されず、もっぱら客観的な経済状態ないし計数上の問題として判断されるべきであるといわれている。

さらに、このような債務超過の状態が大震災による被害によって生じたこと、すなわち、大震災による被害と債務超過との間に相当因果関係が認められることが必要である。大震災による被害と債務超過との間に相当因果関係が認められる典型的な事例としては、事務所、工場の建物、商品等の会社財産が大震災による被害により損傷を受けたため、その資産価値が減少し、債務超過になった場合が考えられるが、さらに、大震災による被害により資産状態が悪化した取引先に対する債権の回収が不可能又は困難になったことから資産が減少し、債務超過になった場合も含まれるものと解される。本店や主たる事務所の所在地が被災した区域内に存在するかどうかは、問われない。

(二) 法人が清算中でないこと
法人が清算中である場合には、すでに法人の財産の清算の手続が開始されており、もはや事業を継続することは考えられない(解散した法人の能力は、清算の目的の範囲内に限定される)ので、破産宣告の猶予を認めないこととしている。

(三) 法人が支払不能の状態にない

こと

支払をすることができない場合は、破産法一・二六条一項にいう「支払ヲ為スコト能ハサルトキ」と同義であり、破産法上の支払不能の状態にあること、すなわち、債務者が、資力の欠乏により、即時に弁済すべき債務を全般にわたって、継続的に弁済することができない状態に至っていることをいう。法人がこのような状態に至っているときは、もはや事業を継続することは考えられないのみならず、一定期間破産宣告を猶予したとしても、事業の立直りを期待することはできない。また、このような状態にあるにもかかわらず、清算をせずに、事業の継続を認めると、かえって債務の増大や資産の散逸を招くなどして債権者の利益を著しく害するおそれがある。したがって、この場合には、破産宣告の猶予を認めることは適当ではないので、破産宣告の猶予を認めないこととしている。

(四) 自己破産の申立ての場合でないこと

法人が破産の申立てをした場合とは、債務者である法人が自ら破産の申立てをした場合（破産法一・三二条

一項）をいい、例えば、株式会社の一代表取締役が会社を代表して破産の申立てをした場合等がこれに該当する。この場合には、債務者である法人が自ら破産による清算を希望しており、事業を継続する意思がないことが明らかであるから、破産宣告の猶予を認める必要がないので、この場合も、破産宣告の猶予を認めないこととしている。

3 破産宣告の猶予の効果 (二項)

法人に対して破産の申立てがあつた場合において、その法人が第一項に該当するときは、裁判所は、平成九年一月一六日までの間は、破産宣告をすることができない（一条一項）。同項の規定は、破産原因としての債務超過の事実が存在するにもかかわらず、同日までの間は、破産宣告をすることができないことを規定するものであるから、破産障害事由に類似する効果を有するものと考

えられる。同項の規定は、大震災の被害による債務超過が破産原因になること自体を否定するものではない（破産原因になること自体を否定すること、破産の申立てをすることができな

くなるため、破産の申立ての時を基準とする否認権の行使ができなくなる（破産法七二条参照）し、また、破産宣告前の保全処分（破産法一五五条）もすることができなくなる等の不都合が生ずるので、適当ではない）から、債務者である法人が同項に該当する場合でも、破産の申立てをすることは可能であり、破産の申立てに係る法人が同項に該当するものと認められた場合でも、このことを理由として破産の申立てが棄却されることはない。また、破産宣告前の保全処分（破産法一五五条）も、その必要性が認められる限り、可能であると解される（もつとも、本法の趣旨にかんがみ、必要性については、慎重な判断が要請されよう）。

なお、破産の申立てに係る法人について債務超過の事実自体が認められない場合には、一項の適用はないので、破産法に従い、破産の申立てを棄却することになる。

4 破産の宣告の留保決定及びその取消し（二項から四項まで）

破産の申立てに係る法人が一項に該当する場合、破産の申立てが手続

上どのように取り扱われるかが問題となるが、この点について、二項は、裁判所は、法人に対して破産の申立てがあつた場合において、一項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならぬものとしている。この規定は、一項の規定をうけて、その手続上の効果を明らかにするものである。すなわち、裁判所は、破産の申立てがあつた場合において破産原因が認められるときは、直ちに破産宣告をしなければならぬが、申立てに係る法人が一項に該当する場合においては、平成九年一月一六日までの間は、破産宣告をすることができないものとされているので、同項の規定の適用により破産の宣告が猶予されていることを明らかにするため、破産の宣告を留保する旨を決定しなければならぬものとしている。

そこで、法人に対して破産の申立てがされた場合、裁判所は、債務超過の事実が認められるかどうか及び債務超過の事実が認められる場合には一項により破産宣告が猶予される場合であるかどうかを判断し、債務

を棄却することになる。

超過は認められるが一項により破産宣告を猶予すべき場合には、破産宣告の留保決定をすることになる。なお、債務超過の事実自体が認められない場合には、一項の適用はないので、破産法に従い、破産の申立てを棄却すべきことは、前述のとおりである。

留保決定がされた場合には、申立てについての判断が留保された状態が続くことになるので、申立てについての審理は、その段階で一時的停止されることになると考えられる。ただし、法人がその後支払不能に陥った場合その他破産の宣告を留保すべき事情について変更があったときは、5に述べるように、申立てにより又は職権で留保決定を取り消し、申立てについての審理判断をすることになる。

裁判所は、二項の規定により留保決定をした法人がその後支払不能に陥ったとき、その他第一項に規定する破産の宣告を留保すべき事情について変更があったときは、申立て又は職権で、留保決定を取り消すことができる(三項)。事情の変更としては、三項に例示されている、法人が支払不能に陥ったときのほか、法

人の解散の決議その他により法人について清算手続が開始されたとき、法人が自己破産の申立てをしたとき及び債務超過の事実がなくなったことが考えられる。これらの事情が生じた場合には、一項による破産宣告の猶予がされないことになり、留保決定は、その根拠を失うので、裁判所は、留保決定を取り消した上、破産の申立てについての審理をし、破産法に従い、破産原因があると認めるときは、破産の宣告をし、破産原因が認められないときは、破産の申立てを棄却することになる。留保決定の取消しの裁判の形式は、決定である。一項による破産宣告の猶予は、平成九年一月一六日までの間に限られているので、留保決定は、同日の経過により、その取消しをまたず、当然に効力を失うものと解される。

留保決定は、一項の規定により平成九年一月一六日までの間破産宣告をすることができないこと及び同日までの間破産申立てに対する判断を留保することを明らかにする裁判であり、又その取消決定は、破産宣告を留保している状態が解消されたことを明らかにするものであって、い

ずれも破産手続において手続を整理するための中間的な裁判であるので、破産申立てに対する棄却決定又は却下決定と異なり、不服申立てを認める必要がないと考えられる。そこで、四項は、留保決定及びその取消決定に対しては、不服を申し立てることができないものとしている。

5 法人の理事等の破産申立義務の特例(五項)

民法七〇条二項は、公益法人の理事に対し、その法人が債務超過となった場合に直ちに裁判所に破産宣告の請求をする義務を課し、同法八四条五号は、七〇条の規定に違反し、理事が破産宣告の請求をすることを怠ったときは、五〇万円以下の過料に処することを規定している。また、医療法その他の法律においても、民法のこれらの規定を準用し、医療法人その他のいわゆる中間法人について理事等に破産宣告の請求をする義務を課し、これに違反したときは、過料に処することを規定している。

一条一項は、大震災による被害により債務超過となった法人については、平成九年一月一六日までの間、

破産の宣告をすることはできないとするものであるから、一項本文の法人の理事等に対して破産の申立義務を課することは、その趣旨に反するので、五項は、民法七〇条二項の規定(他の法律において準用する場合を含む)は、同日までの間は、一条一項本文の法人については適用しないものとし、理事等に対して破産申立義務を課さないこととしている。

なお、他の法律において民法七〇条二項の規定を準用する法人としては、農林中央金庫(農林中央金庫法八条)、商工組合中央金庫(商工組合中央金庫法二三条)、地縁による団体(地方自治法二六〇条の二第五項)、職員団体(国家公務員法一〇八条の四、地方公務員法五四条)、証券取引所(証券取引法一三六条)、損害保険料率算定団体(損害保険料率算定団体に関する法律二三条)、医療法人(医療法六八条)、学校法人(私立学校法五八条)、社会福祉法人(社会福祉事業法五三条)、宗教法人(宗教法人法五一条)、商工会議所及び日本商工会議所(商工会議所法六三条、七八条二項)、商工会(商工会法五五条・五五条の一八第六項)、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会

(労働災害防止団体法三五条・五〇条)、船員災害防止協会(船員災害防止活動の促進に関する法律五四条)、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会(職業能力開発促進法四三条・八六条・九四条)、国家公務員職員団体等(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律一一条)並びに金融先物取引所(金融先物取引法五一条一項)がある。

四 会社の最低資本金に関する経過措置の特例

1 特例の趣旨

前記の改正法(平成二年の商法等の一部を改正する法律(平成二年法律第六四号))による商法及び有限会社法の改正により、会社財産の充実及び会社債権者の保護を図るため、株式会社について資本金の額は一〇〇万円以上でなければならぬとする最低資本金の制度が新たに導入され(商法一六八条ノ四)、有限会社について最低資本金の額が一〇万円から三〇〇万円に引き上げられた(有限会社法九条)。その際、この制

度の円滑な導入のために、経過措置として、改正法の施行前から存在する会社については、この最低資本金制度の適用が五年間(平成八年三月三十一日まで)猶予された(改正法附則五条一項・一八条一項)ので、資本金額が最低資本金額に満たない既存会社は、この猶予期間内に最低資本金額を満たすよう増資をすることとされた。猶予期間を経過しても、増資をせず、組織変更もしない会社は、解散したものとなさされる(改正法附則六条一項・一九条一項)。ただし、解散したものとなさされた後、三年間は、増資又は組織変更により、会社を継続することが認められている(改正法附則六条二項・一九条二項)。

このように、資本金額が最低資本金額に満たない会社は、事業を継続するためには、平成八年三月三十一日までに増資又は組織変更する必要があり、被災地域に営業の本拠を置く会社は、大震災により、営業施設の損壊、従業員の死傷等により直接間接に甚大な被害を被ったものであり、会社の帳簿その他の書類の滅失等により所定の時期に定時株主総会

を開催することが困難な会社も相当数あるといわれている。このような被害の状況に照らすと、会社としては、当面は、被害の回復と営業の復旧等企業の再建に全力を注ぐ必要があり、このような状況の下で、今後約一年の間に増資、組織変更のいずれかの方策をとるかどうかを決断した上、そのために必要な株主総会や取締役会の決議その他の必要な手続を完了することには、相当の困難が伴うものと予想される。

そこで、特例法は、大震災の日である平成七年一月一七日に大阪府及び兵庫県内の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社について、最低資本金の制限に関する前記の猶予期間を一年間延長し、平成九年三月三十一日までとすることとしたものである。

2 特例の対象となる会社

特例法二条は、特例の対象となる会社を「平成七年一月一七日において大阪府及び兵庫県の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社」としている。

平成七年一月一七日は、いうまでもなく大震災の発生した日であり、

この日において大阪府及び兵庫県の区域内に本店が所在していることが必要である。本店とは、商法五四条二項の本店をいう。支店がこれらの区域内に所在しても、本店が他の地域に所在する会社は、対象とはならない。

本店は、大阪府及び兵庫県の区域内に登記されていなければならない。会社が大震災により具体的な被害を受けたことは要件とされていないので、大震災による被害の有無・程度を問わない。特例の適用を受けるために被害を受けたことを証明することが不要であることはいうまでもない。本店の登記は、平成七年一月一七日の時点でされていなければ足りるから、その後本店を他の区域内に移転し、その登記をしたため、大阪府及び兵庫県の区域内に本店が所在しなくなった会社も対象となる。

(やなぎだ・こうぞう)